

札幌市立新琴似中学校 部活動に係る活動方針

1 本校部活動方針の設置にあたって

平成31年(2019年)3月策定の「札幌市中学校部活動に係る活動方針」を受け、本校としての部活動の適正な運営のため、以下のように活動方針を設置することとした。

2 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われている部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら、スポーツや文化などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などの資質・能力に資するものとして育成を目指す。

3 開設する部活動

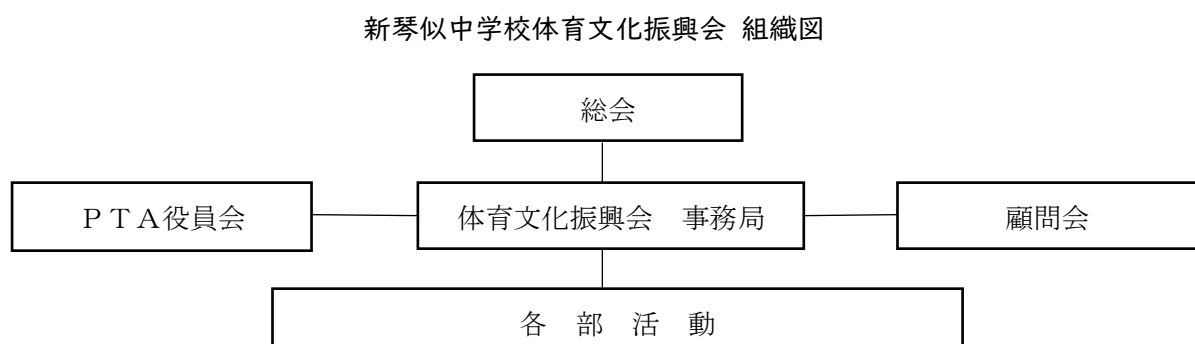
＜体育系＞ ・男子バスケットボール ・女子バスケットボール ・男子バレーボール
・女子バレーボール ・卓球 ・女子ソフトテニス
・野球 ・サッカー ・陸上
・バドミントン

＜文化系＞ ・吹奏楽 ・美術

※この他に個人参加部活動が設置される

4 運営のための体制整備

本校部活動運営のための体制として、次の図にある組織を整備する。



5 指導・運営にあたっての留意点

- ・活動場所として廊下等を使用する場合はタイルや窓ガラスなどに破損のないよう十分配慮する。
- ・原則として、部活動生徒は顧問がいなければ活動できない。また、休日や再登校時には、顧問より先に校内に入ることは認めない。
- ・活動を開始する際、部活動生徒に準備運動などを必要に応じて行わせ、けがの防止に努める。
- ・体育館やグラウンド、廊下など、活動場所の環境整備、また使用する道具の管理や整理整頓を心がける。
- ・部活動生徒の健康面には十分に配慮し、怪我や体調不良等が見られた場合には、早退や保護者連絡など遅滞なく対応する。
- ・万が一の際に備え、救急措置の知識や技能を備え、保護者や管理職への緊急連絡体制を日頃から整える。

6 本校における部活動基準

- ・少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設置する。
- ・毎週、土曜日及び日曜日のいずれかを休養日とする。
- ・少なくとも、週に1日は、平日に休養日を設定する。
- ・平日の部活動は、活動開始から2時間程度とする。※18:30 完全下校
- ・土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、活動可能時間は長くとも3時間程度とする。ただし、練習試合については競技の特性も鑑みてこの限りではないが、できる限りこの時間で終わられるように各部活にて努力する。
- ・各部活の実態に応じて、長期休業期間中に、休養期間（オフシーズン）を設定し、ある程度長期の休養期間を取る。具体的には、夏季休業期間中であればその3日間以上を。冬季休業期間中であれば年末年始の学校閉鎖期間以上をその期間とする。
- ・週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。

※令和2年4月1日改正 札幌市立学校における部活動基準に準ずる

7 その他

- ・部活動顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等）を作成する。また、毎月の活動計画（休養日及び活動開始時間・終了時間、開始場所等）を作成し、管理職に提出する。
- ・部活動顧問は、毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を管理職に報告する。